

○個人情報保護委員会規則第 号

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和八年法律第五十六号）の一部の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和九年 月 日

個人情報保護委員会委員長 手塚 悟

個人情報の保護に関する法律施行規則及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則の一部を改正する規則
（個人情報の保護に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよう
に改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（「」で注記した項番号を含む。）に二重傍線を付した規定
（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定とし
て移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（個人情報保護委員会への報告） 第八条 「略」 2 「略」 3 法第二十六条第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。 一 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と報告をする者の	（個人情報保護委員会への報告） 第八条 「同上」 2 「同上」 3 法第二十六条第一項本文の規定による報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。 一 個人情報保護委員会に報告する場合 電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接

使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあつては別記様式第一による報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあつてはその方法）

二 「略」

（公示送達の方法）

第六十九条 「①」 法第六十三條第二項の個人情報保護委員会規則で定める方法は、個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と同項に規定する旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものに限る。以下この項において同じ。）とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一 個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された法第六十三條第二項に規定する旨をその旨の閲覧をする者の使用に係る電子計算機の映像面に表示するもの

二 インターネットに接続された自動公衆送信装置（著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第二条第一項

続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあつては別記様式第一による報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあつてはその方法）

二 「同上」

（公示送達の方法）

第六十九条 「項を加える。」

第九号の五イに規定する自動公衆送信装置をいう。）
を使用するもの

2
「略」

①
「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報情報の漏えい等に関する報告等に関する規則の一部改正）

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二十九条の四第一項及び第二項に基づく特定個人情報情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成二十七年特定個人情報保護委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のよ
うに改める。

改正後	改正前
（個人情報保護委員会への報告） 第三条 「略」 2 「略」 3 法第二十九条の四第一項本文の規定による報告は、個人情報保護委員会に対して、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあつては別記様式による報告書を提出する方	（個人情報保護委員会への報告） 第三条 「同上」 2 「同上」 3 法第二十九条の四第一項本文の規定による報告は、個人情報保護委員会に対して、電子情報処理組織（個人情報保護委員会の使用に係る電子計算機と報告をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法（電気通信回線の故障、災害その他の理由により電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合にあつては別記様式による報告書を提出する方法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあつて

法、個人情報保護委員会が別に定める場合にあつてはその方法）により行うものとする。	はその方法）により行うものとする。
備考 表中の「」の記載は注記である。	

附 則

この規則は、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。